

	制限区域	制限期間
条例による制限	①小・中・高等学校・幼稚園並びに認定こども園、保育所等児童福祉施設及び図書館等社会教育施設などの周辺 100m 以内（下記ア～ウに規定する施設） ア 旅館業法第 3 条第 3 項 イ 旅館業法施行条例第 8 条 ウ 知事が指定する施設	全ての期間不可
	②住居専用地域・田園住居地域 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域	
	③景観地区 景観法第 61 条第 1 項に規定 * 住宅等建築物や塀等工作物などの建築の際、形態意匠について市町の認定が必要な地区で県下では芦屋市（市内全域）のみ	
	④国民保養温泉地（新温泉町のみ） 温泉法により指定	原則、下記の期間不可 ・週末等の期間 （金曜日の正午～翌週月曜日の正午、休日の前日の正午～当該休日の翌日の正午） ・夏期 （7 月 1 日正午～9 月 1 日正午） ・冬期 （11 月 1 日正午～翌年 4 月 1 日正午）
規則による制限	⑤国立公園、国定公園及び県立自然公園 自然公園法及び兵庫県立自然公園条例により指定 *ただし、県立自然公園指定（昭和 32 年 4 月 27 日告示第 254 号）で指定される猪名川溪谷県立自然公園のうち、川辺郡猪名川町柏原の全域を除く	
	⑥景観形成地区及び広域景観形成地域 景観形成等に関する条例により指定 *ただし、景観形成地区の指定（平成 26 年 4 月 1 日告示第 316 号）で指定される神崎郡神河町中村区及び粟賀町区の各一部の全域並びに広域景観形成地域の指定（平成 29 年 9 月 29 日告示第 873 号）で指定される地域のうち神崎郡神河町福本区、吉富区、杉区及び大山区の全域を除く	
	⑦神鍋高原地域（豊岡市のうち、日高町太田、日高町名色、日高町万場、日高町栗栖野、日高町山田、日高町万劫、日高町稲葉、日高町水口及び日高町東河内の区域をいう。）	
	⑧鉢伏高原地域（養父市のうち、別宮、丹戸、奈良尾、福定及び大久保の区域をいう。）	

⑨川辺郡猪名川町のうち、木津東山住宅地地区計画、猪名川荘苑地区計画及び広根ニューハイツ地区計画の区域

全ての期間不可